

令和5年度 オンライン介護予防推進事業業務委託公募型プロポーザル応募要領

1 目的

高齢者が新型コロナウイルス感染症の影響下において、高齢者が外出を控えることで、フレイルに陥ることが危惧されます。このため、高齢者自らが ICT 機器を活用して、新しい生活様式に基づいた介護予防に取り組めるよう、高齢者の居場所において、オンライン介護予防推進事業として、オンライン介護予防教室を実施するものです。

本要領は、オンライン介護予防推進事業の受託者の選定に当たり、事業者の提案内容や能力等を総合的に判断し、本業務に最も適した事業者を選定するため、提案公募に必要な事項を定めるものです。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和5年度オンライン介護予防推進事業業務

(2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日から令和6年3月31日（日）まで

(4) 実施期間

令和5年8月1日（火）から令和6年3月31日（日）まで

(5) 履行場所

別紙仕様書のとおり

(6) 委託料の交付

交付総額の上限を902,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）とする。

なお、この金額は契約時の予定金額を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものである。

3 応募要件

- (1) 事業の基本的な趣旨を理解し、受託に意欲のある者であること。
- (2) 会計処理が適正に行われていること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、又は会社法（平成17年法律第86号）の規定による清算の開始がなされていないこと。

(5) 次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするもの。

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの。

ウ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの。

エ 暴力団又は暴力団若しくはその構成員等の統制の下にあるもの。

オ 受講者を対象とした特定団体の営業行為に当たるもの。

4 スケジュール

内 容	日 時
関係資料の交付開始	令和5年4月24日(月)
質問受付期限	令和5年5月8日(月)午後5時まで
質問に対する回答期限	令和5年5月10日(水)午後5時まで随時
応募書類及び企画提案書の提出期間	令和5年5月16日(火)から 5月19日(金)午後5時まで
高松市からの質問に対する回答期限	令和5年5月25日(木)午後5時まで
提案採用事業者の決定及び審査結果通知	令和5年5月下旬から6月上旬

5 プロポーザル関係資料の交付

(1) 資料名

ア 令和5年度 オンライン介護予防推進事業業務委託公募型プロポーザル応募要領

イ 令和5年度 オンライン介護予防推進事業業務委託仕様書

ウ 関係様式

(ア) 参加表明書(様式第1号)

(イ) 企画提案書(様式第2号)

(ウ) 提案価格書(様式第3号)

(エ) 応募者概要書(様式第4号)

(オ) 業務実績書(様式第5号)

(2) 交付期間

令和5年4月24日(月)から令和5年5月19日(金)まで

(3) 交付方法

高松市ホームページ「もっと高松」上からのダウンロードにより交付する。

6 質問事項の受付

(1) 質問の方法

本公募に関する質問がある場合は、令和5年5月8日（月）午後5時までに、高松市ホームページ「もっと高松」内にある、本公募ページ内のリンクより専用ページに入り、質問を含む必要事項を入力すること。

(2) 回答期限と方法

令和5年5月10日（水）午後5時まで随時、質問及び回答をホームページ内で随時公開する。

(3) 受け付けない項目

- ア 電話、口頭等6（1）以外の方法による質問
- イ 他の応募者に関する質問
- ウ 受付期間以外の質問
- エ その他本公募に関係のない質問

(4) その他

質問に対する回答は、本応募要領、仕様書に対して、追加又は修正したもののみなす。

7 応募書類及び企画提案書の提出

(1) 提出書類

- ア 参加表明書（様式第1号）
- イ 企画提案書（様式第2号）

- (ア) 仕様書を踏まえ、計画性、企画性、実現性、実効性のある内容を示すこと。
- (イ) 内容、講師（予定）の氏名、講義予定時間を示すこと。
- (ウ) 全体で15ページ以内に収めること。
- (エ) 記述はできるだけ平易な表現（図表等を含む。）とすること。
- (オ) 提出期限以降における企画提案書の差替え及び再提出は、一切認めない。

ウ 提案価格書（様式第3号）

提案価格書の押印の義務付けを廃止したことから、押印に代えて責任者等の氏名及び連絡先の記載を可とする。押印のない提案価格書を提出する場合は、提案価格書の余白に、責任者（事務を担当する部門の長）の氏名及び担当者の氏名をフルネームで記載し、更に連絡先として電話番号（固定電話。設置していない場合は携帯電話）を記載すること。なお、押印がなく、上記の記載がない場合は無効となる。訂正した場合は、訂正箇所近くの余白に訂正した者の氏名をフルネームで記載すること。なお、訂正した者が当初記載された担当者と異なる場合は、記載欄の担当者欄に、訂正した者の氏名をフルネームで追記すること。

また、押印の有無にかかわらず、いずれの方法であっても金額の訂正は認められない。

- エ 応募者概要書（様式第4号）
- オ 業務実績書（様式第5号）

カ 団体が確認できる書類

【団体（法人）の場合】履歴事項全部証明書、定款・規約等の写し、役員名簿

【団体（法人以外）の場合】代表者の住民票記載事項証明書、定款・規約等の写し、
役員名簿

- (2) 書式 A4版（A3版片袖折りも可）
- (3) 提出部数 紙ベース：原本1部、副本3部（コピー可） 計4部
- (4) 応募書類及び企画提案書の提出期間
令和5年5月16日（火）から令和5年5月19日（金）午後5時まで。
持参又は郵送（書留郵便で期限内必着）により提出すること。
- (5) 提出場所

〒760-8571

高松市番町一丁目8番15号 高松市役所2階 22番窓口

高松市健康福祉局 長寿福祉部 福祉事務所 長寿福祉課 介護予防係

電話 087-839-2346 FAX 087-839-2352

電子メール chouju@city.takamatsu.lg.jp

8 提出書類に対する質問

提出書類に疑義がある場合、市より質問することがある。

市より質問がある場合は、質問及び回答記入の様式を提出者にメール送信を行うので、5月25日（木）午後5時までにメールにて回答すること。

9 選定方法

応募書類及び企画提案書の内容に不備がなく、かつ、3応募要件を満たす者の中から、別表1「評価基準」の6項目について書面により審査し、その結果、最も評価が高いと認められる上位1者の提案を採用する。

なお、応募者がいない時、応募要件を満たさない場合は、本公募を中止とする。

(1) 審査者

長寿福祉課長、同主幹、同課長補佐の合計3名

なお、応募期間以降、選定までの間に、応募者又はそれと同一と判断される者等が審査者に面談を求めたり、応募者のPR資料等を提出することにより、自らを有利に、又は他の者を不利にするように働きかけることを禁ずる。

(2) 選定項目

別表1「評価基準」に基づき得点化する。

合計点数は、審査者3名の評価点数を合計して決定し、得点が高い上位1者を受託候補者として選定する。ただし、審査者が得点化した点数を合算した得点が、6割に満たない応募者は失格となる。また、審査の結果、受託候補者の選定に至らなかった場合は、本公募を中止とする。

別表1 評価基準

審査項目	配点	審査事項
1 これまでの業務実績	5点	(1) 類似業務において実績があり、企画力、専門性、独創性を生かした成果を上げているか。
2 事業の実施体制	25点	(1) 事業遂行能力があるか。 (2) 事業実施体制が確立しているか。 (3) 実施スケジュールは適切か。
3 提案の実現性	25点	(1) 提案内容は無理がなく発展性があり、実現可能なものとなっているか。 (2) 提案内容は具体的で、対象者に対して適切なものになっているか。
4 提案の内容	25点	(1) 提案内容は介護予防や健康増進に資する効果が期待できる内容となっているか。 (2) 提案内容は対象者が継続して取り組める内容となっているか。
5 委託金額	10点	(1) 高松市が実施する同様事業との比較、提案内容と提案価格のバランスを考慮し、適正な見積額となっているか。
6 安全面への配慮	10点	(1) 感染症拡大、事故の発生等を未然に防ぐ対策を講じて事業を実施できるか。
合計	100点	

(3) 選定結果の通知

ア 選定結果は応募者全員に、令和5年5月下旬から6月上旬に文書で通知する。

なお、他の者に係る審査結果や自ら又は他の者にかかわらず、内容についての問い合わせには応じない。

イ 選定結果の公表

選定結果は、応募事業者へ通知後、高松市のホームページで採用事業者を公表する。

(4) 選定に当たっての留意事項

応募者が次に掲げる場合に該当したときは、その者を選定の対象から外し、若しくは選定を取り消し、審査結果が次点の者から順に繰り上げて提案を採用する。

ア 選定手続き業務に従事する職員若しくは関係者に対し、本件提案について不正に接触する行為
その他公正な手続きを妨げる行為の事実が判明した場合

イ 本件提案について不正な利益を得るために連合した場合

ウ 申請書類等に虚偽の記載があった場合

エ その他選定の手続きにおいて不正な行為が認められた場合

オ 応募要件を満たしていないことが判明した場合

カ 応募者による業務執行が困難であると判断される事実が判明した場合

キ 著しく社会的信用を損なう行為等により、応募者が受託者として業務を行うことについてふさわしくないとした場合

ク 見積書の見積額（税込価格）が、高松市の予定金額を超えている場合

10 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位

日本語、日本国通貨及びS I単位系による。

11 支払条件

完了払

12 公募型プロポーザルの中止等

高松市がやむを得ない理由等により本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、本プロポーザルの実施を中止又は取り消すことができるものとします。

その場合、提出された書類等は返却しません。また、本プロポーザルへの応募者が損害を受けることがあったとしても、高松市はその責を負いません。

13 不当要求行為の排除対策

本市では、受託者（市との契約の相手方）が暴力団等から不当要求行為を受けた場合や当該不当要求行為による被害を受けた場合の、市への報告と所轄警察署への届出等を契約書において受託者の遵守事項として定め、市が発注する物品の買入れ等（物品の買入れ、借入れ及び製造、役務の提供その他の行為をいいます。）からの暴力団等の排除対策の強化を進めています。

詳しくは、契約監理課ホームページを御参照ください。

http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku_kanrika/zenpan/haijo.html

14 適正な労働条件の確保

業務の遂行に当たっては、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守し、適正な労働条件の確保に努めてください。

15 その他留意事項

- (1) 応募申請書及び企画提案書の作成・提出に要する費用は、応募者の負担とする。
- (2) 企画提案書の特定、非特定については書面により応募者に通知するものとする。
- (3) 提案が特定された者であっても、契約手続の完了までは、高松市との契約関係は生じない。
- (4) 応募申請書及び企画提案書は、返却しない。
- (5) 提出された応募申請書及び企画提案書は、提出者の選定及び企画提案書の特定以外に提出者に無断で使用しないものとする。
- (6) 企画提案書作成のために市から受領した資料は、市の了解なく公表・使用することはできない。

- (7) 仕様書については、本公募型プロポーザル実施時において定める内容を逸脱しない範囲で、契約時に、特定された企画提案書に応じた仕様書へと変更する。

16 周知事項

- (1) 売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し、当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思われるときは、市の内部公益通報制度により通報することができます（同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則として提出者の氏名を明らかにする必要があります。）⇒メールアドレス：naibu.tuho.shinsakai@dune.ocn.ne.jp 書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会）。

※市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、契約監理課ホームページに掲載しています。

(<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kojinjoho/kohyo.html>)

- (2) 平成24年6月1日から、高松市指名停止等措置要綱の別表の措置要件第26号にある「業務に関し不正又は不誠実な行為」について、これに該当する行為を例示する告示を公表しています。御留意ください。

詳しくは、契約監理課ホームページを御参照ください。

(http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosya/nyusatsu/keiyaku_kanrika/shimeiteishi.html)